

小学校 特別支援教育

徳島県教育委員会

1. 特別支援教育の現状について

特別支援教育に関する 最近の動向等について

令和 5 年度特別支援教育教育課程等研究協議会

令和 5 年 10 月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別的教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種類ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人) 合計：約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成24年度の約2.3倍)
幼児児童生徒数	幼稚園：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.9%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級 6人 【高】1学級 8人 ※重複障害の場合、1学級 3人	1学級 8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。 それぞれの児童生徒について個別的教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別的教育課程が編成可。	通常の学級教育課程に加え、又はその一部に替えた特別的教育課程を編成。 【小・中】週 1～8コマ以内 【高】年間 7単位以内

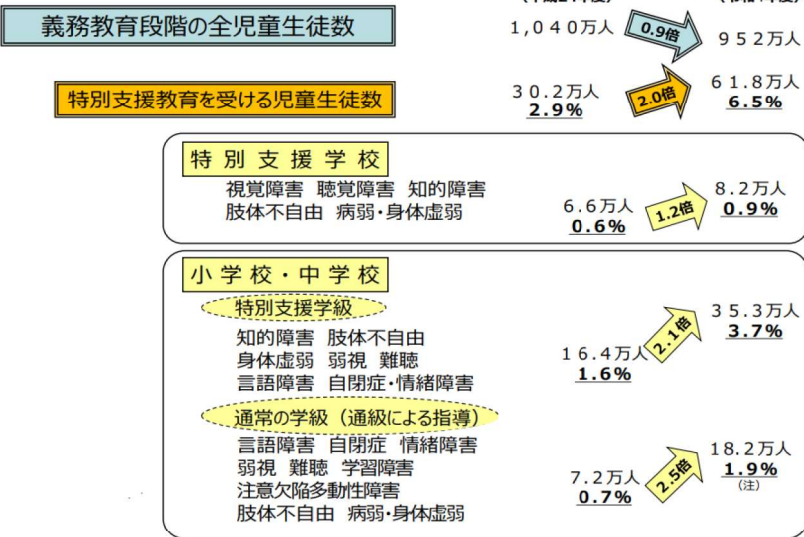
※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すと考えられた児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）

（令和 4 年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づきものであり、医師の診断等によるものでないに留意。）

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む、四捨五入の関係を、内訳の足し合わせた合計が一致しないことがある。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)

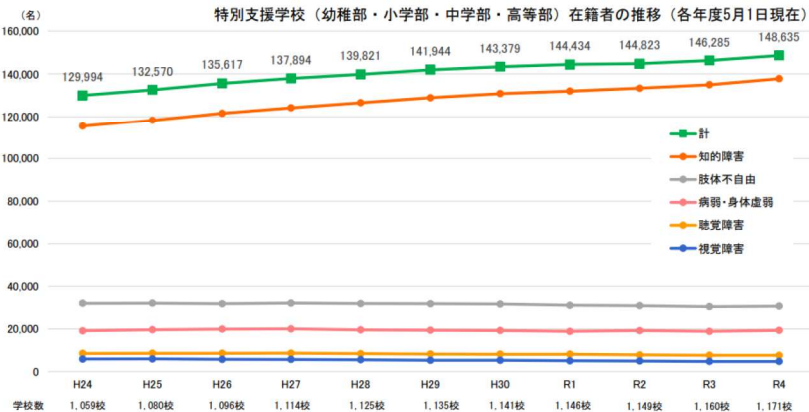
- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.5倍)の増加が顕著。



(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

「令和5年度特別支援教育課程研究協議会」

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和4年度の状況】

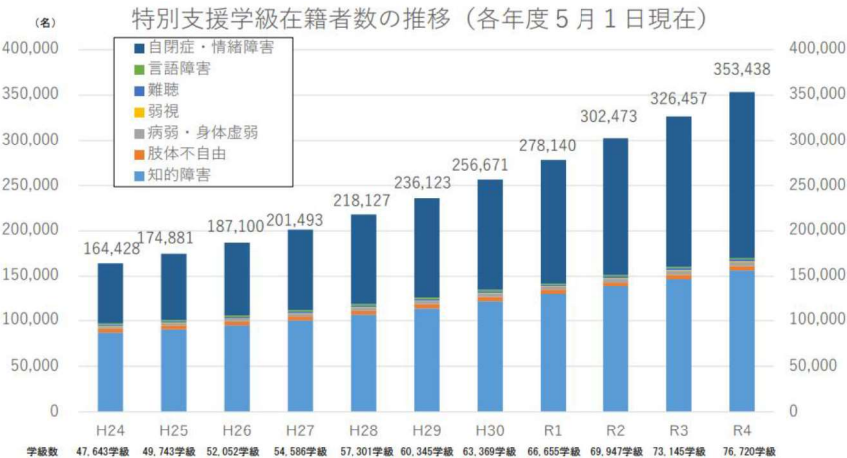
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

(山崎)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

「令和5年度特別支援教育課程研究協議会」

特別支援学級の児童生徒数・学級数



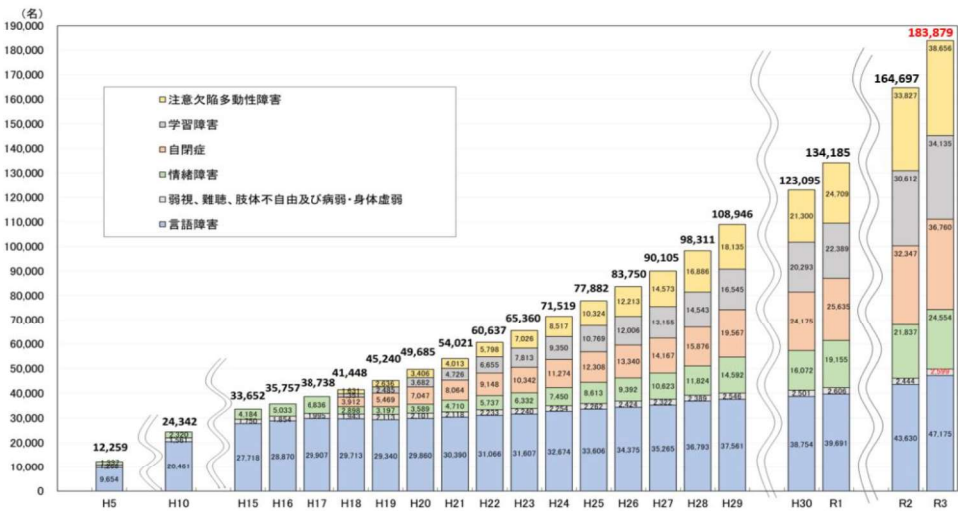
【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典)学校基本調査

「令和5年度特別支援教育課程研究協議会」

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年を通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

「令和5年度特別支援教育課程研究協議会」

特別支援学級在籍の生徒数(徳島県・小学校)

徳島県教育委員会 特別支援教育課HP
「徳島の特別支援教育」より

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障がい	1,077	1,158	1,225
肢体不自由	26	23	22
病弱・身体虚弱	44	49	45
弱視	2	2	3
難聴	9	14	16
言語障がい	1	1	2
自閉症・情緒障がい	990	1,068	1,095
計	2,149	2,315	2,408

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通級による指導	505	540	556

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (特別支援教育 抜粋)

仮訳

4. (略) 私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重しつつ、障害、言語・文化、地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する。

(参考) 原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

(注) G7: 米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (概要)

1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～

OG7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。

- ・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会の創り手を育む。
- ・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した国際的な人的交流の促進に向けて協働して取り組む。
- ・ウクライナも含め危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセスできるように取り組む。
- ・生成AIを含めた近年のデジタル技術の急速な発達に教育に与える正負の影響を認識する。

2. G7が目指す取組の方向性

① **コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備**
・コロナ禍を契機に明らかになった学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成に資するよう取り組む。

・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の社会情動的スキルの向上を図る。

・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、ICT環境の整備を継続するとともに、教師のICTスキルの向上に取り組み、情報活用能力に係る教育を充実させる。

③ **社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成**

・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、社会課題の解決にもつなげる取組を支援する。

・全ての孩子・若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進するとともに、デジタル・グリーン等の成長分野の人材育成や起業家教育を推進する。

・より広範な社会的背景と結びついた教育システムを構築するとともに、子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会を提供する。

② **全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現**

・デジタルの活用を含めた一人一人の子供に最適な学びを進めるほか、多様な他者同士が学び合う機会を確保し、子供たちのウェルビーイングの向上に寄与する。

・各国・地域の事情に応じて、少人数学級の推進や教師が担う業務の適正化、処遇を含む働きやすい労働条件の整備などを推進する。これらを通じて、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上や学校の指導・運営体制の整備を行う。

・特別支援教育において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める。

④ **国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進**

・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の生徒・学生の人的交流をコロナ禍前の水準に回復し、更に拡大させる。

・大学間の国際ネットワークの進展・深化を通じた質の高い国際交流・国際頭脳循環の活性化を図る。

・ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有などを推進する。

3. G7における認識の共有

○人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。

○調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方について確認。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

2. 最近の動向について

① 特別支援教育を担う教師の専門性向上

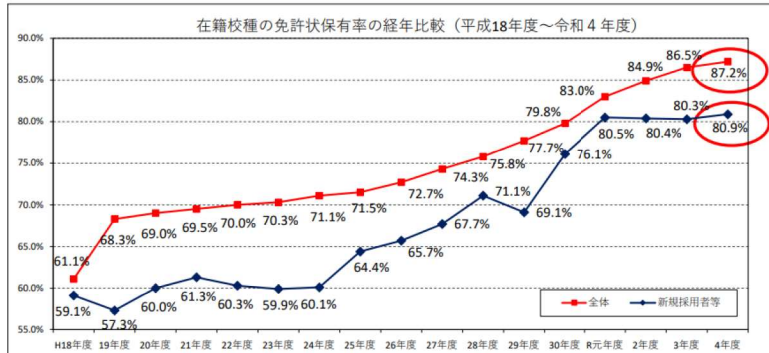
特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和4年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と自立教科等の免許状保有者(当該障害種)を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%**

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 (令和3年10月25日設置)



趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
・ **全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
・ **特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能**
等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方**
- (3) **その他関連事項**

教職課程コアカリキュラムWGと連携

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
市川 裕二 全国特別支援学校校長会会長、東京都立あきる野学園校長
加治佐 哲也 兵庫教育大学長
喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
木松 憲幸 九州産業大学教授
坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
田中 良広 帝京平成大学教授
瀧田 豊彦 東京学芸大学副学長
樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
森 由利子 滋賀県教育次長
(計11名、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)
穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
(計1名、敬称略)

スケジュール(予定)	
10月	第1回会議開催 ・最近の主な提言及び今後の検討課題について
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング(教育委員会、大学、特総研等)
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから集約の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告案 第7回会議開催 ①報告案の検討状況 ②報告案のまとめ
6月	第8回会議開催 ・教職課程コアカリキュラムの策定
7月	第9回会議開催 ①バックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則(案)及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム(案)について

※令和4年6月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定や、特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上を図る。**

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

(令和4年3月31日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告)

●検討会議のアウトプット・方向性



現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等と教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時任用教員の割合は、学級担任全体における臨時任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いにくい状況。**

①養成段階での育成

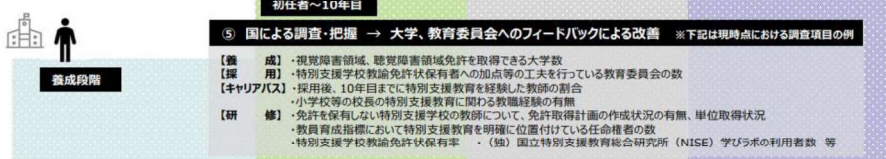
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成(実務家教員、教職大学院等)

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



④研修(校外)による専門性向上

- 教育委員会の教員養成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるコンテンツを整理・体系化(NISE)
- 研修の手引作成(NISE)
- NISE(学びラボ、免許法認定通信教育)等のオンラインコンテンツの整理・充実



教育委員会

スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
・R4.7:策定・周知(以降、大学の教職課程の点検・見直し)
・R5.4又はR6.4:コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
・各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

採用後10年までに特別支援教育を2年以上経験したことのある教員について

- ✓ 小学校、中学校、義務教育学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験を2年以上有する教員は、小学校で22.6%、中学校で43.0%、義務教育学校で34.4%(令和4年度)。

○令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象: 各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長
※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出(校種別の回答学校数: 小学校1,027校、中学校429校、義務教育学校8校)

【表】自校に勤務する採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校	中学校	義務教育学校
特別支援教育に関する下記いずれかの経験あり	22.6%	43.0%	34.4%
通級による指導	2.8%	1.9%	3.3%
特別支援学級	10.1%	8.4%	17.8%
特別支援学級における教科担任	4.1%	31.4%	25.6%
特別支援学校	2.1%	2.0%	4.4%
特別支援教育コーディネーター	2.5%	1.9%	4.4%

(出典) 令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和5年1月)

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

2. 最近の動向について

②通常の学級に在籍する 障害のある児童生徒への支援

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 ＜小学校＞ 「聞く」「話す」等の6つの領域（各領域5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 ＜中学校・高等学校＞ 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(a)もしくは15ポイント(a2)以上をカウント。 ※1 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」の4つの領域（各領域5つの設問） ※2 「書く」「推論する」の2つの領域（各領域6つの設問） ②行動面（「不注意」「多動性・衝動性」） 奇数番目の設問群（「不注意」）または偶数番目の設問群（「多動性・衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

<調査結果> 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら▶



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/142156f_00005.htm

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

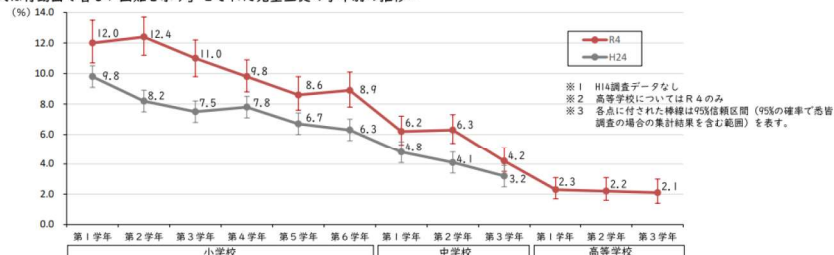
I. 児童生徒の困難の状況（平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意）

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	（参考）過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

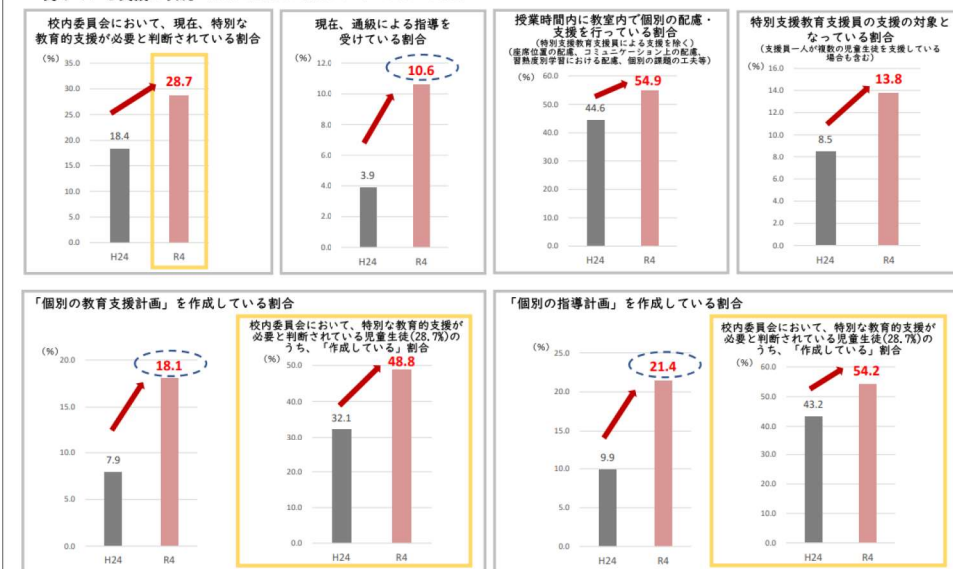
<「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移>



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒（小学校・中学校：8.8%）の受けている支援の状況（平成14年調査では調査していないためデータなし）



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）より抜粋】

「Ⅰ. 児童生徒の困難の状況」について

- 平成24年に行った調査と学校・児童生徒の抽出方法は同じである。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成24年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒数の割合が増えているが、前回の調査から10年で義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒の数が約2.5倍になっていることを踏まえると、驚く数字ではないものと考えられる。
- 繰り返しにはなるが、本調査は、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒数の割合を推定している調査である。増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。そのほか、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化により、普段から1日1時間以上テレビゲームをする児童生徒数の割合が増加傾向にあることや新聞を読んでいる児童生徒数の割合が減少傾向にあることなど言葉や文字に触れる機会が減少していること、インターネットやスマートフォンが身近になったことなど対面での会話が減少傾向にあることや体験活動の減少などの影響も可能性として考えられる。
- 学校種別・学年間の比較をすると、小学校・中学校ともそれぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示す児童生徒数の割合は低くなる傾向にある。著しい困難を示す児童生徒数の割合は、学年が上がるにつれて小さくなる傾向が学習面において特に顕著である。
- 中学校第1学年は、小学校第6学年と比較すると、学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少している。このことは、当該生徒に関する個別的教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分にされていないため、必要な情報が蓄積されていないことや、中学校における指導の設置があまり進んでいないため、生徒の実態について参考となる情報が得られないことなどに関係しているのではないかと考えられる。また、学級担任制から教科担任制になることで、学習面や行動面に関する観察等が主に担当する教科等での指導が中心となることで該当する行動が観察・発見されにくくなったこととも関係しているのではないかと考えられる。さらに、中学校第3学年になると、中学校第2学年と比較して、学習面、各行動面それぞれで割合の減少幅が大きい。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。
- 高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科（普通科・専門学科・総合学科）が設置されているなど、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える必要がある。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）より抜粋】

「Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況」について

- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられる。そのため、校内委員会が効果的に運用されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。管理職によるリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の構築と充実を図るとともに、それを支えるための仕組みについても検討する必要がある。
- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の通級による指導を受けている割合は、通級による指導を受けている児童生徒の増加にも表れているとおり、小学校・中学校においては推定値10.6%となっており、通級による指導を受ける機会の充実が図られていると考えられるが、高等学校においては推定値5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図る必要がある。
- 「『個別的教育支援計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値18.1%（高等学校：推定値10.5%）、「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値21.4%（高等学校：10.8%）となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別的教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に關して平成30年に学校教育法施行規則を改正等を行ったことにより、個別的教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。
- 「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか（特別支援教育支援員による支援を除く）」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値54.9%（高等学校：推定値18.2%）となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。
- 福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えることが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

（令和4年5月18日設置）



趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- （1）通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- （2）学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

- | | | | |
|----------|--------------------------|--------|--|
| ○ 荒瀬 克己 | 独立行政法人教員支援機構理事長 | 笹森 洋樹 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長 |
| ○ 池田 彩乃 | 山形大学地域教育文化学部准教授 | 渡川 国芳 | 京都女子大学発達障害教育学科教授 |
| ○ 市川 宏伸 | 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 | 竹内 哲哉 | 日本放送協会放送委員会委員 |
| ○ 市川 裕二 | 東京都立大学野山園長 | 中田 寛 | 鳥取県教育委員会教育次長 |
| ○ 氏間 和仁 | 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授 | 野口 晃崇 | 一般社団法人UNIVA理事 |
| ○ 梅田 真理 | 宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授 | 平野 真理子 | 平野卓球センター監督 |
| ○ 奥住 秀之 | 東京学芸大学教育学部特別支援科講座教授・学長補佐 | 藤井 和子 | 上越教育大学臨床・健康教育学系教授 |
| ○ 榎野 久美子 | 株式会社エンフューア・代表取締役 | 藤原 光一 | 東京都立狭山高等学校長 |
| ○ 喜多 好一 | 全国特別支援学校・通級指導教室設置学校長協会会長 | 宮崎 英重 | 全国特別支援教育推進連盟理事長 |
| ○ 小椋 達也 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長 | | |
| | こころの診療部統括部長 | | |
| ○ 櫻井 秀子 | 川口市立戸塚北小学校長 | | |

【オブザーバー】

- 独立行政法人・国立特別支援教育総合研究所
- 厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室
- 国立障害者リハビリテーションセンター

（※）学校教育法施行令第22条の3の障害の程度…学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回（令和5年1月26日）に報告（素案）、第8回（令和5年2月15日）に報告（案）について検討。

第9回（令和5年3月9日）に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（概要）

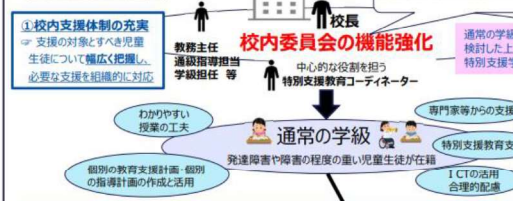
（令和5年3月13日）



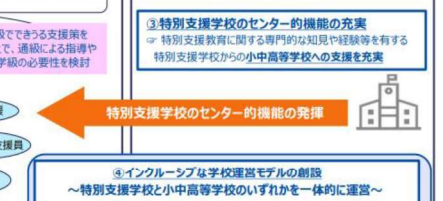
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒：小学校8.8%、高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ③ 高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられない実態がある → 実施体制が不十分
- ④ 障害の程度が重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定に当たり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ⑤ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等



特別支援学校



②通級による指導の充実

- 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
- 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導

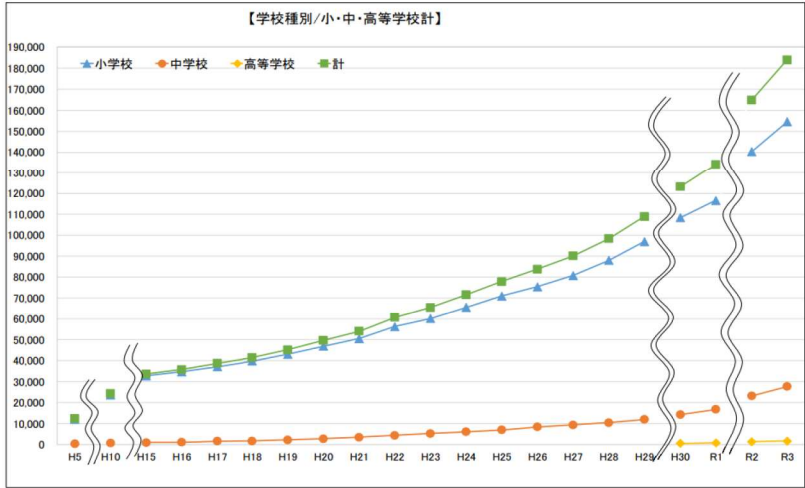


- 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- 国においては、通級性のある多様な学びの場の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実にも努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行う。

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

LD・ADHD等に関する現状

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(学校種別)

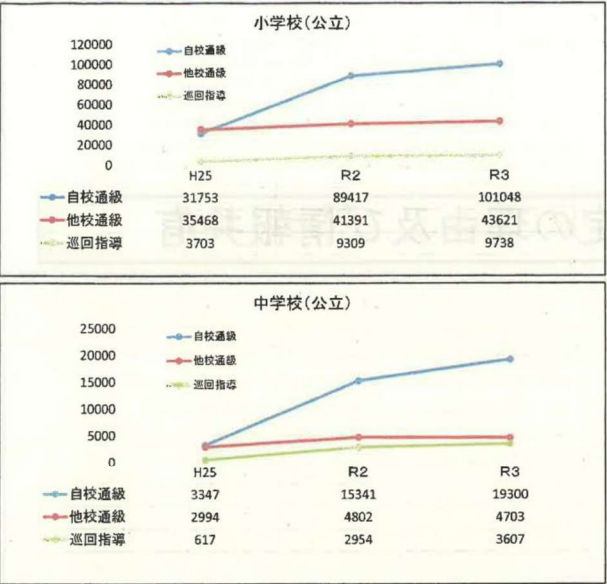


	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559
中学校	296	713	930	1,040	1,004	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,449
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787	1,300	1,671
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,679

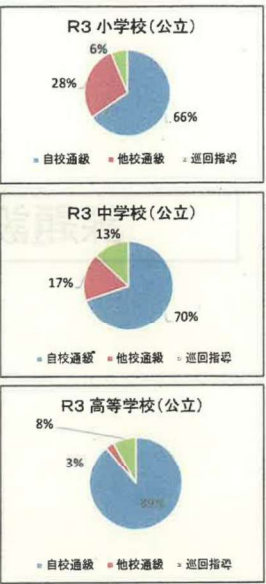
※R2及びR3の数字は3月31日時点、R1以前は各年度5月1日時点。
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
※小学校には養護教育学校前期課程、中学校には養護教育学校後期課程及び由業教育学校前期課程、高等学校には由業教育学校後期課程を含める。

「令和5年度特別支援教育
教育課程研究協議会」

(参考) 実施形態別通級による指導を受けている児童生徒数



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

高等学校における「通級による指導」の実施状況(令和3年度実績)

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人(R2年度: 1,100人)であった。
「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「その他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答が115人であった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(5)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒数【理由別】						
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の障害に対する対応に専門性のある担当教員がみつからなかったため	ウ. 生徒の生活に合わせた実施のめがけの教室等がなかったため	エ. 通級による指導の障害に対する対応に専門性のある担当教員がみつからなかったため	オ. 校内教育課程の調整が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整がなかったため	キ. その他
計	3,114	2,247	2,513 (2,400)	1,671 (1,300)	502 (449)	115 (181)	0 (2)	2 (8)	6 (0)	57 (81)	160 (379)

※()内は、令和2年度

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

障害のある児童生徒などへの指導

令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料より

【小学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のア】

児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

※中学校学習指導要領(第1章第4の2の(1)のア)

高等学校学習指導要領(第1章総則第5款2(1)のア)

全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められる。その上で、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要となる。

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」より

大前提
通常の学級において
大切などころ。

障害のある児童生徒などへの指導

令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料より

【小学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のウ】

通級による指導における特別の教育課程

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

「自立活動の内容を参考とし、」

↓
指導内容として何が必要か考えて、
6区分27項目のどれにあたるか説明
できること。

※中学校学習指導要領(第1章第4の2の(1)のウ)

高等学校学習指導要領(第1章総則第5款2(1)イ)

障がいのある児童生徒などへの指導

「自立活動の内容を参考とし、」

↓
指導内容として何が必要か考えて、
6区分27項目のどれにあたるか説明
できること。

自立活動の6つの区分(区分の下に27の項目に分かれている。)

①健康の保持



②心理的な安定



③人間関係の形成



④環境の把握



⑤身体の動き



⑥コミュニケーション



障害のある児童生徒などへの指導

令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料より

【小学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のウ】

通級による指導における特別の教育課程

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

※中学校学習指導要領(第1章第4の2の(1)のウ)

高等学校学習指導要領(第1章総則第5款2(1)イ)



障害のある児童生徒などへの指導

令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料より

☆通級による指導に当たっては、児童生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

☆児童生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。



- 通級による指導に関する適切な情報提供
- 通級による指導を受けることの必要性を適切に判断
- 通級による指導が必要な児童生徒に対して適切な教育を保障

自立活動の指導の基本

令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料より

障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすい。そのため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）より

自立活動の指導の基本

令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料より

○自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動

○個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本

○自立活動に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成

参考情報

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができま

す。なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm）をご確認ください。

視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要ことから、検定教科書と併せて使用されています。



知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆☆、2段階は☆☆☆、3段階は☆☆☆☆、中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆）
※生活の教科書は令和6年度から発行。



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



登録者数：個人登録13,476件、団体登録826件（令和5年3月31日現在）

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類（計174コンテンツ）

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 特別支援教育全般 | 52コンテンツ |
| ② 障害種別の専門性 | 94コンテンツ |
| ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 | 28コンテンツ |

さらに！団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



（研修プログラム一覧）

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級（知的障害）の担任になったら
4	特別支援学級（自閉症・情緒障害）の担任になったら
5	特別支援学校の教師になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	すべての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教師になる人たちのために

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

特総研と放送大学の連携による免許法認定通信教育の開説



科目について

国立特別支援教育総合研究所の開説科目

特別支援学校教諭免許状の取得に必要な科目は以下のとおりです。

必修科目	履修科目	単位
言語理解及び読解	言語理解及び読解	1
心身・生活及び表現	心身・生活及び表現	1
視覚障害者教育領域	視覚障害者教育領域	1
聴覚障害者教育領域	聴覚障害者教育領域	1

放送大学の開説科目

特別支援学校教諭免許状の取得に必要な科目は以下のとおりです。

必修科目	履修科目	単位
言語理解及び読解	言語理解及び読解	1
心身・生活及び表現	心身・生活及び表現	1
視覚障害者教育領域	視覚障害者教育領域	1
聴覚障害者教育領域	聴覚障害者教育領域	1

（放送大学への入学）
10月入学の場合
出願期間：6月中旬～9月中旬

特別支援教育における1人1台端末の活用

詳細はこちら
（文科省HP）

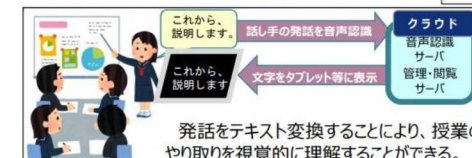


➤ 1人1台端末の表示変換機能【視覚障害】

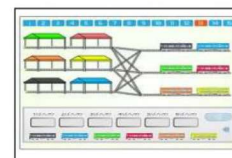


1人1台端末の拡大機能、白黒反転機能、リフロー機能により、自分にとって見やすい状況を実現できる。

➤ 授業中の発話を見える化【聴覚障害】



➤ 抽象的な事柄を視覚的に理解【知的障害】



例）視覚的に学べる教材により、算数での集合数と順序数の概念の違いといった抽象的な概念を理解することができる。

➤ 授業配信【病弱】



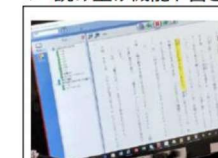
学校と入院中の児童生徒がいる病院をつなぎ、同時双方向型の授業配信を行うことができる。録画した授業を体調のよい時にオンデマンドで視聴することも可能となる。

➤ 補助具等の活用【肢体不自由】



画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器、ジョイスティックやトラックボール、ボタンのマウスなどマウス操作を支援する機器、身体の一部をスイッチで機能に応じ、機能の一部をスイッチで機能を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など

➤ 読み上げ機能や書き込み機能の活用【発達障害】



例）文字を音読したり、黙読したりすることが苦手な児童生徒に対して、読み上げ機能の活用により内容理解の支援が可能
例）文章を書いたりすることが苦手な児童生徒に対して、書き込み機能の活用により表出の支援が可能

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

困難さに応じたりフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようにしている。（合理的配慮の提供）

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようにしている。（自立活動の関連付け）



詳細はこちら
（文科省HP）



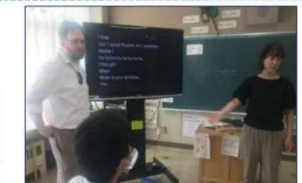
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L T が専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
（文科省HP）



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話し合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が自信につながるようにしている。



詳細はこちら
（文科省HP）



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

特別支援教育における1人1台端末の活用事例②

支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイを2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレイを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフロー（読み上げ）機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら
（文科省HP）



テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

<据え置き型> 教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めたいスピード感・一体感が、「つながり」を感じることができようになっている。

<自走型> 自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようにしている。



詳細はこちら
（文科省HP）



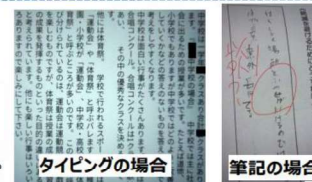
書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を本人自身が知るよう働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身がその必要性を実感できるようにしたりしている。

（通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用によるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見られた。）



詳細はこちら
（文科省HP）



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

聴覚障害教育の手引の改訂



近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省HPにて公開

「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

季刊誌

特別支援教育

令和5年 夏 第90号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【特集】各教科等における資質・能力の育成のためのICT活用

- 視覚に障がいのある児童生徒の各教科等の資質・能力を伸ばすICT用
- 聴覚に障害のある児童の思考力を育むための学習支援アプリの活用
- ICTを活用した高等部美術科における授業実践
- 肢体不自由特別支援学校におけるICT機器を活用した数学科の指導
- 中学三年国語科のICTを活用した取組
- 読み書きに難しさのある児童のICT活用
- 特別支援教育におけるICT機器の効果的な活用

【巻頭言】メタバースは教育をどう変えるか

Meta 日本法人 Facebook Japan 公共政策本部長 小俣栄一郎

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をさえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

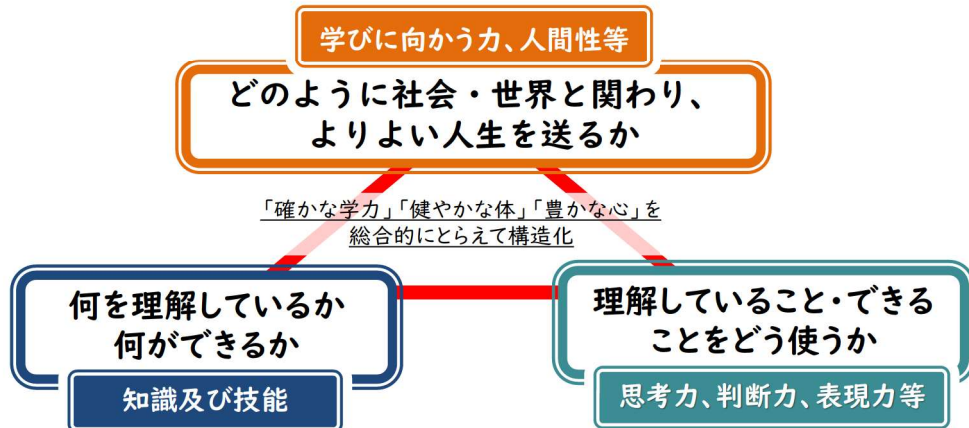
- ◆ 全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。



「令和5年度特別支援教育教育課程研究協議会」

育成すべき資質・能力の三つの柱

学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

指導と評価の一体化の必要性の明確化と、観点の整理

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

○平成29年改訂小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

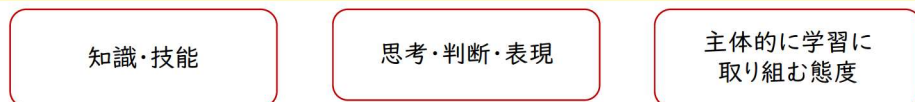
1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

2 学習評価の充実

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて3観点に整理。



※平成29年改訂中学校学習指導要領第1章総則にも同旨

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする。

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



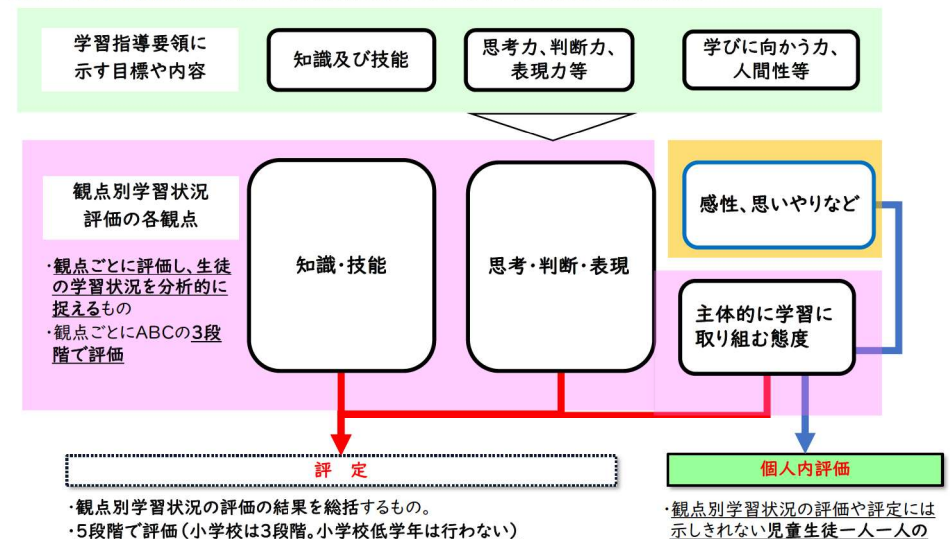
【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

＜参考＞ 答申P.47～53 小学校学習指導要領総則 第3の1(1) 中学校学習指導要領総則第3の1(1)

各教科における評価の基本構造

・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
 ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



<参考>報告P.6

学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

小学校学習指導要領等において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の作成、活用を努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画の作成、活用を努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等の学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障がい者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習



特別支援学級の教育課程

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

学校教育法施行規則

特別支援学級の教育課程

第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

学校教育法施行規則

特別支援学級の教育課程

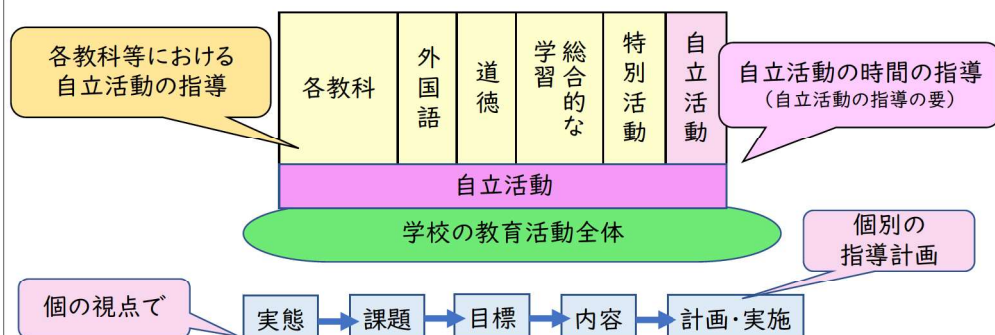
【4. の①より抜粋】

障害のある児童生徒が、特別支援学級に在籍しているにもかかわらず、特別支援学級の担当教員等の協力による指導などの必要な指導体制を整えないまま、通常の学級における「交流及び共同学習」として指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける状況と変わらず、当該児童生徒が必要な支援を受けていない不適切な状況と考えています。

令和2年4月17日付事務連絡

自立活動

幼児児童生徒個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として特別に設けられた指導領域



- ・ 個々の児童生徒の実態・ニーズから、課題を決める。
- ・ 集団が適切であれば、集団で、個別が適切であれば個別で行う。

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編

自立活動

目標

個々の児童又は生徒が**自立**を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

(特別支援学校学習指導要領第7章)

- 一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善
- 発達の進んでいる側面を更に伸ばすことで

「自立」とは、

児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、他者の援助や支援を受けながら、よりよく生きていこうとする姿。

特別支援学校学習指導要領自立活動編

学習指導要領の改訂において
全ての資質・能力に共通する要素となる三つの柱

①(生きて働く)知識及び技能
(何を理解し、何ができるか)

②思考力、判断力、表現力等
(理解していること、できることをどう使い対応するか)

③学びに向かう力、人間力等
(どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか)



自立活動が支える

指導内容・方法

- ・ **実態に応じた指導目標や具体的な指導内容**を設定する。
- ・ **指導方法や指導場面を検討し、指導を行う。**

人間として
基本的な行動を遂行
するために必要な要素

障害による学習上又は
生活上の困難を改善・克服
するために必要な要素



6区分27項目に構成

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 4 環境の把握 |
| 2 心理的な安定 | 5 身体の動き |
| 3 人間関係の形成 | 6 コミュニケーション |

- ・ 全て指導しなければならないというものではない
- ・ 単独で取り上げて指導するものではなく、複数の区分・項目同士を関連づけて具体的な内容を設定し指導する

自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動 第3の2

個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの**実態を的確に把握**すること。
- (2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、**これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる**こと。
- (3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、**成就感を味わう**とともに**自己を肯定的にとらえる**ことができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を**改善・克服しようとする意欲を高める**ことができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、**発達の進んでいる側面を更に伸ばす**ような指導内容を取り上げること。
 - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように**自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりする**ことができるような指導内容を計画的に取り上げること。
 - オ 個々の児童又は生徒に対し、**自己選択・自己決定する機会**を設けることによって、**思考・判断・表現する力を高める**ことができるような指導内容を取り上げること。
 - カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を**将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組める**ような指導内容を取り上げること。
- (4) 児童又は生徒の学習状況や結果を**適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かす**よう努めること。

(後略)

自立活動 6区分27項目

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

特別支援学校学習指導要領解説（自立活動）（平成30年3月）

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

【実態把握】

- ① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集。
- ②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階
- ②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難、これまでの学習の習得状況の視点から整理する段階
- ②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

【指導すべき課題の整理】

- ③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
- ④ ③で整理した課題同士の関連を整理し、中心的な課題を導き出す段階

【課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標を設定】

- ⑤ ④に基づき指導目標を設定

【指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定】

- ⑥ ⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定

【項目間の関連付け】

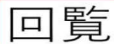
- ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

【選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定】

- ⑧ 具体的な指導内容を設定



特別支援学級ハンドブック改訂版




特別支援まなびの広場
<https://mamabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/>


特別支援・相談課
 TEL 088-602-7205
 TEL 088-672-5200 (相談専用)

【お問合せ】徳島県立総合教育センター

特別支援学級ハンドブック

改訂版

令和6年3月
徳島県立総合教育センター

● < 自立活動 >

- 19 -

[illegible]

*この資料は、福島県特別支援教育センターが提供している早見表と、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編を参考にして作成しました。

**特別支援
まなびの広場**

「特別支援教育について知りたい!」「授業で使える教材がほしい!」「支援するためにどんな方法があるんだろう?」
そんな悩みがけられたいあなたを応援するサイトです!」

[illegible][illegible]

交流及び共同学習

学習指導要領

○交流(豊かな人間性を育むことを目的とする)

○共同学習(教科等のねらいの達成を目的とする)

年間を通じて
計画的に実施



障がいのある子ども

- ・様々な人々と共に助け合って生きていく力となる
- ・積極的な社会参加につながる

障がいのない子ども

- ・積極的に支援を行おうとする行動につながる。
- ・人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながる。



経験を深め、社会性を養い、
豊かな人間性を育むことができる。
お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる。

学習指導要領
第3章 第5節 学校運営上の留意事項
2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程編成における基本的な考え方

小学校学習指導要領 総則 第4 2(1)

②特別支援学級における特別的教育課程

- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れる
 - ・障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、教育課程に**自立活動を取り入れる**。
 - ・自立活動の時間はもとより、**学校の教育活動全体を通じて適切に行う**。
 - ・自立活動の時間に充てる授業時数は、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に定める。

- ・**週当たり1単位時間以上特設し、時間割に位置づけること**
- ・各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び学校の教育活動全体を通じて適切に行うこと

※特別的教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、**自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきである**。

4文科初第375号特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性

- ・学習によって得た知識や技術が、断片的になりやすい
- ・実際の生活の中で生かすことが難しい。
- ・成功体験が少ない
- ・主体的に学習に取り組む意欲が十分に育ちにくい。
- ・教科や領域ごとに指導された内容を統合して、生活に役立たせる知識にまとめることに困難さがある。

効果的な指導

- ・実際の生活場面に即しながら繰り返しの学習(継続的、段階的な指導)
- ・実際の生活場面の中で具体的に思考や判断、表現できるようにする指導



各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導

(例)知的障害者の場合

構成要素
(教科等)

〇〇科
目標:A
内容:A
授業時数:a

△△科
目標:B
内容:B
授業時数:b

特別活動
目標:C
内容:C
授業時数:c

自立活動
目標:D
内容:D
授業時数:d

- ・指導内容を教科別、領域別に分けない指導
- ・生活に結び付いた、实际的で具体的な学習活動を中心に据え、それを实际的な状況下で指導することが効果的であるといえる。

合わせて授業
を行う

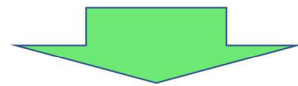
指導の形態

【合わせた指導】

教科等:〇〇科+△△科+特別活動+自立活動
目標:A+B+C+D
内容:A+B+C+D
授業時数:a+b+c+d

生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。



合わせた指導
(指導の形態)

生活単元学習は
「主体的・対話的で深い学び」につながる

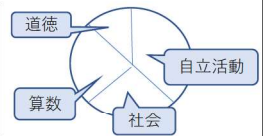
主体的にとりくむ
友達と協働でとりくむ
生きる力をはぐくむ

生活単元学習

児童生徒が主役「テーマのある一連の活動」

例 「〇〇をしよう」

- ・生活上の目標や課題
- ・一連の活動を、組織的・体系的に経験
- ・自立や社会参加のために必要な事柄を、実際の・総合的に学習
- ・各教科等の目標や内容を扱う



※ 1つの単元が2、3日で終わるもの、1学期間、あるいは、1年間続く場合もある
※ 年間における計画が大切。



- 学校行事、季節の生活、外出や外泊
- 飼育・栽培、生活上の課題
- 作る活動・働く活動、制作・生産
- 発表・表現、偶発的な事柄等



生活単元学習において重要なこと

(ア)

- ・実際の生活から発展し、児童生徒の興味や関心発達水準に合うもの。
- ・個人差の大きい集団にも適合するもの。

(イ)

- ・必要な知識・技能の獲得と、生活上の望ましい習慣や態度の形成を図るもの。
- ・身に付けた内容が生活に生かせるもの。

(ウ)

- ・児童生徒が目標や見通しをもって、積極的に取り組めるもの
- ・目標意識や課題意識を育てる活動を含んだもの

(エ)

- ・一人一人の児童が力を発揮し、取り組めるもの
- ・集団全体が単元の活動に共同して取り組めるもの。

(オ)

- ・目標や課題の成就に必要な活動で組織されているもの。
- ・一連の単元の活動は、自然な生活としてまとまりのあるもの。

(カ)

- ・豊かな内容を含む活動で組織されているもの。
- ・いろいろな単元を通して多種多様な経験ができるように計画されている。

生活単元学習の進め方

<同じテーマの実現を目指して児童生徒とともに取り組む>

- ・あらかじめ児童生徒たちが夢中になれるテーマや活動を設定する。
- ・展開を予測しつつ計画を立てる。
- ・児童生徒一人一人を思い浮かべ、全員が活躍できるような手立てを用意する。
- ・活動中は、児童生徒とともに活動しながら、それぞれが力を発揮できるようにさりげなく支援する。

※ポイント

①児童生徒が「主語」

教師の説明からスタートしなくてもよい。

②「生活上の目標や課題」＝「テーマ」

本気で取り組みたい活動ならば、児童生徒たちは自分から活動し、力を発揮する。

障がいのある児童生徒に係る学習評価

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても同様。

特別支援学校等の
助言または援助を活用

「個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた
指導内容や指導方法の工夫を行い、
その評価を適切に行うことが必要。」



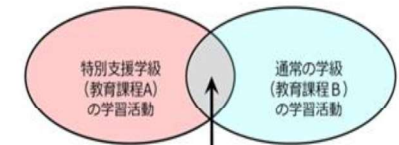
「学習評価の在り方ハンドブック」
文部科学省 国立教育政策研究所

障がいのある児童生徒については、
個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、
観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

障がいのある児童生徒に係る学習評価

● 指導要録への記載

- ・「特別的教育課程」による記載



交流及び共同学習での学習活動
特別支援学校の教育課程に基づいて
(通常の学校の教育課程に基づいているのではない)

● 個別の指導計画と指導要録との関係

個別の指導計画が作成される児童生徒
個別の指導計画に指導要録の指導に関
する記録と共通する記載事項がある場合

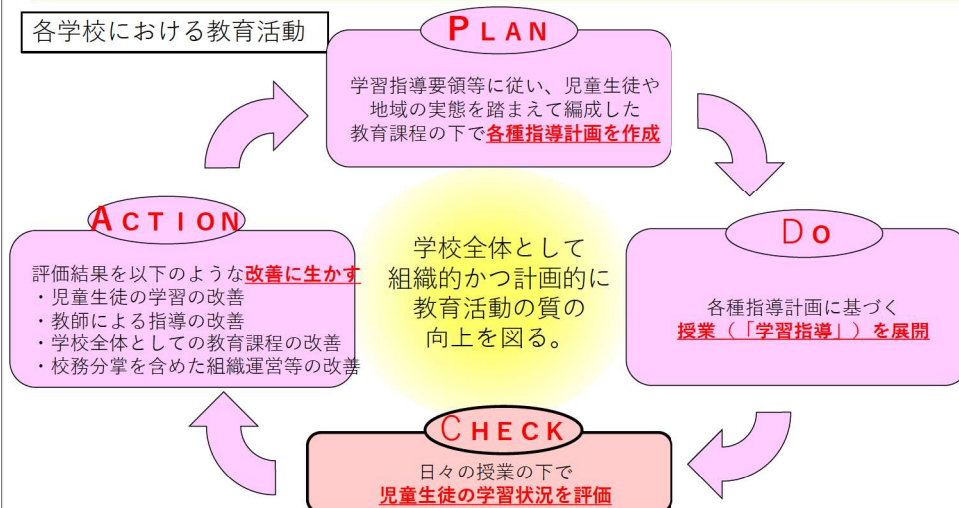
通級による指導を受けている児童生徒
個別の指導計画に指導要録に記載すべき
事項(授業時数、指導期間、指導の内容
や結果等)が記載されている場合

個別の指導計画の写しを指導要録
の様式に添付することをもって
指導要録への記入に替えることも
可能。

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて
組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の
中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動



GIGAスクールとは

Global and **Innovation**
世界規模 技術革新

Gateway for **All**
扉 ための すべての子どもたち

すべての子どもたちが、国境を越えて世界規模で活躍したり、新たなものを創造し変革を起こすことで、経済や社会に価値を生みだしたりするための、扉を開けることができる、学校にしていこう。

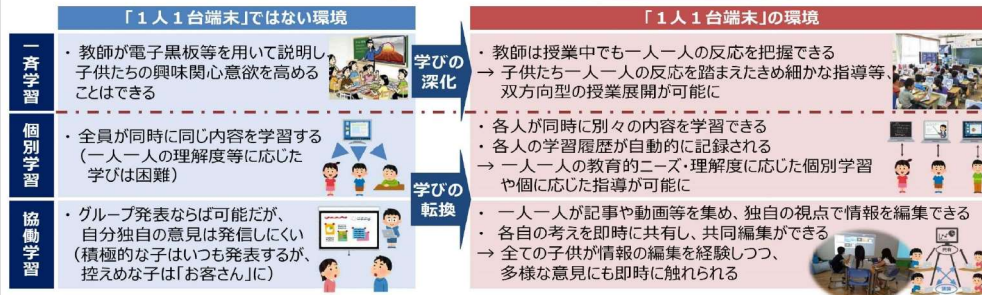
ICTを効果的に活用

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善



「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑ 調べ学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ 表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ 遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ 情報モラル教育 実際に真偽様々な情報を活用する各場面（収集・発信など）における学習

5

新学習指導要領とGIGAスクール構想の関係

2030年の社会と子供たちの未来（平成28年12月中央教育審議会答申から抜粋）

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に Society 5.0 AI IoT robotics SDGs
社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代
変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものに

平成29年、30年、31年学習指導要領

前文 これからの学校には、（略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

育成を目指す資質・能力の三つの柱 資質・能力の育成



授業改善

主体的・対話的で深い学び

一体的に充実

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価
学習指導要領 総則 第4 児童（生徒）発達の支援

主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びに生かす

GIGAスクール構想（1人1台端末・高速ネットワーク）（カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられる。）
教育・学習におけるICT活用の特性・強みを生かし、新学習指導要領の趣旨を実現するため重要な役割を果たす。
※Global and Innovation Gateway for Allの略

4

学校におけるICTを活用した学習場面



【10の分類例】

- A「一斉学習」
A1: 教師による教材の提示
- B「個別学習」
B1: 個に応じた学習
B2: 調査活動
B3: 思考を深める
B4: 表現・制作
B5: 家庭学習
- C「協働学習」
C1: 発表や話し合い
C2: 協働での意見整理
C3: 共同制作
C4: 学校の壁を越えた学習

文科省「教育の情報化に関する手引（追補版）」より



※NITSの解説動画がおすすめ →
（独立行政法人教職員支援機構）

特別支援教育におけるICT活用の視点

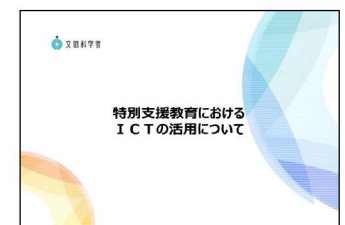
視点1
教科指導の効果を高めたり、
情報活用能力の育成を図ったり
するため

- ・教科等又は教科等横断的な観点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の観点。
- ・各教科等の授業において、他の児童生徒と同様に実施。

視点2
障害による学習上又は生活上の
困難さを改善・克服するため

- ・自立活動の観点。特別な支援が必要な児童生徒に特化した観点。
- ・各教科及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施。

障害の状態や特性やそれに伴う学びにくさは
多様かつ個人差が大きく、
障害のない児童生徒以上に
「個別最適化した学び」≒「特別な支援」が必要

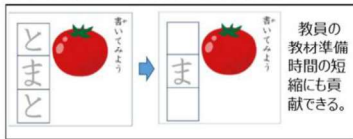


特別支援教育におけるICT活用における視点

視点1

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするため

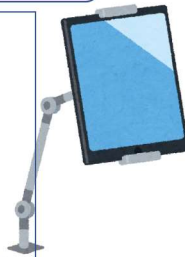
➤ 段階的に学ぶための教材の準備が容易



視点2

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するため

- ・デジタル教科書の任意箇所拡大表示、反転表示、朗読機能
- ・提示資料を拡大、コントラストを変更
- ・カメラ機能で板書を記録
- ・スクリーンショットで撮影したものを、PC内のワークシートに記入
- ・筆算等をタブレット型のコンピュータ等で代替
- ・書字のトレーニングソフトの活用
- ・タイマーのソフトで残り時間の提示
- ・作図ソフトやグラフ作成ソフトで、図表の記述
- ・状況の流れを示すフローチャートの活用でトラブルの解決を図る 等



端末活用際の工夫と配慮

工夫案

○同じ題材の学習の録画を見て、学習の見通しをもつ。意見を聞く。

○学習の様子を録画を見て、前時の学習を想起する。

○他校の特別支援学級の児童との交流及び共同学習の実施(Web会議システム)

○個別懇談時の、通級担当者の参加(Web会議システム) 等

配慮

○視覚的な情報を言語によって十分にかみ砕き、教科内容の的確な理解を促すこと。

○視覚的な情報の精選

○発表の場面を録画し、自分で鑑賞(自分の様子を見て、ふり返る。)

○使用時の視距離、使用時間を守る。



特別支援教育あどばいすタイム資料より